トピックス

ECB（欧州中央銀行）の概要と独立性

第三経営経済研究部研究官　　桜井　哲弥

1　はじめに

遂に今年の１月１日から、EU（欧州連合）加盟国15か国のうちEMU（経済通貨同盟）に参加した11か国において、単一通貨「ユーロ」が導入された。その経済圏は、人口約2.9億人、GDP（国内総生産）約6.3兆ドルとなり、米国（人口約2.7億人、GDP約7.8兆ドル）に匹敵しうる巨大な規模となった。

「ユーロ」導入に先立ち、94年１月のEMI（欧州通貨機構）設立に続き、98年６月にECB（欧州中央銀行）及びESCB（欧州中央銀行制度）が設立された（EMIはECBに任務を引き継ぎ、解散）。また、98年５月には、EMUへの参加国（以下「ユーロランド」という）の第一陣11か国（ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルク、オランダ、オーストリア、アイルランド、フィンランド、スペイン、ポルトガル）が決定した。

そして、今年１月１日からは、EMUの最終段階である第三段階が開始され、「ユーロ」とユーロランド各国通貨との交換レートを固定（図表１を参照）した上での単一通貨のユーロの導入と、ECB・ESCBによる一元的な金融政策が開始された。ただ、現段階では、紙幣・貨幣は各国のものがそのまま使われており、「ユーロ」紙幣・貨幣の流通と各国紙幣・貨幣の回収は、2002年１月１日までに開始されることになっている。そして、2002年７月１日までには、「ユーロ」への移行を完了させ、各国通貨が法貨としての地位を失い、「ユーロ」がユーロランド域内の唯一の法貨となる予定となっている。

本稿では、今後のユーロランドの金融政策を担うECBについて、その概要や独立性、更に今後の課題について考察することとする。

図表１　ユーロと各国通貨の交換レート

国名・通貨名	１ユーロ当たりの交換レート	国名・通貨名	１ユーロ当たりの交換レート
ベルギー・フラン	40.3399	ルクセンブルク・フラン	40.3399
ドイツ・マルク	1.95583	オランダ・ギルダー	2.20371
スペイン・ペセタ	166.386	オーストリア・シリング	13.7603
フランス・フラン	6.55957	ポルトガル・エスクード	200.482
アイルランド・プント	0.787564	フィンランド・マルカ	5.94573
イタリア・リラ	1936.27		

注　交換レートは、有効数字６桁で統一されている。

2　ECBの組織の概要

まず、ECBの組織について、その目的及び組織構成の面から見ていく。

⑴　政策目的

「マーストリヒト条約」（以下「条約」という。）には、ESCBの第一の目的が物価安定の維持である旨が規定されており、ECBの金融政策運営もそれに沿うことが求められている。そのために、「ESCBは、EU、各国政府、その他いかなる機関からも指示を求めたり、受けたりしてはならない」（条約107条）とされている。なお、独立性については３の⑵のところで検討する。

この目的を達成するためにEMIは、「第３段階における単一金融政策」と題するレポートを97年１月に公表した。その主な内容は以下のとおりである。

ア　金融政策の中間目標

金融政策の中間目標として、マネーサプライ・ターゲットとインフレーション・ターゲットの両者に絞られたが、マネー・サプライを目標としていたドイツやフランス等と、インフレ率を目標としていたスペインやフィンランド等が対立した。その後の調整の結果、第３段階開始時点での金融環境等を考慮する必要があるとして、今後更に検討を行い、最終的にECBが決定することとされた。

そして、ユーロ導入を間近に控えた98年10月のECBの政策委員会において、マネー・サプライの伸び率とインフレ率を併用する折衷型とすることが決定された。インフレ率に関しては、ユーロランドで消費者物価の統一基準を作成し、その上昇率が年率２％未満の状態を目標とすることとさ

図表２　ECBの公開市場操作及び常設ファシリティー

政　策　手　段	取引手段（資金供給）	取引手段（資金回収）	期　間	頻　度	取引方式
［公開市場操作］					
主要オペ（Main refinancing operations） ――最重要政策手段	レポ	―	２週間	週１回	標準入札
中期オペ（Longer–term refinancing operations） ――補助的手段	レポ	―	３か月	月１回	標準入札
微調整オペ（Fine–tuning operations） ――流動性の一時的歪みを調整	レポ 為替スワップ 買い切りオペ	レポ 為替スワップ 中銀定期預金 売り切りオペ	不定型 ―	不定期 不定期	即時入札 相対取引 相対取引
構造調整オペ（Structural operations） ――流動性の構造的歪みを調整	レポ 買い切りオペ	中銀債務証書の発行 売り切りオペ	定　型 不定型 ―	定　期 不定期 不定期	標準入札 相対取引
［常設ファシリティー］					
ロンバート型貸付け ――上限金利を形成	レポ		翌日物	要請による	
預金ファシリティー ――下限金利を形成		中銀への付利預金	翌日物	要請による	

（出所）　EMI “The Single Monetary Policy In Stage Three Specification of the operational frame work ”
日本銀行月報「欧州経済通貨統合（EMU）を巡る最近の動きについて」97年３月ほか

れた。マネー・サプライの目標はこの時には今後の検討とされたが、同年12月の政策委員会において、M３の伸び率の目標を年率4.5%とすることとされた。

イ　政策手段の細目

政策手段については、公開市場操作を柱として、金利の上下限を設定する常設ファシリティーが挙げられている。

公開市場操作については、毎週１回の期間２週間のレポを主要オペとした上で、中期オペ、微調整オペ、構造オペの計４種類を用意して、資金量の調整を行う。

常設ファシリティーについては、金利の上限を設定するロンバート型貸付及び、下限を設定する中央銀行付利預金ファシリティーがある（図表２参照）。

⑵　組織および政策決定プロセス

ECBの設立及びその権限については、条約及びその議定書の一つである「欧州中央銀行制度および欧州中央銀行の定款に関する議定書」（以下「ECB法」という。）に規定されている。

これらによると、ECBはEU加盟国の中央銀行（以下「NCBs」という。）とともにESCBを構成しており、その組織は以下のとおり（図表３参照。ECBとNCBsとの関係は⑶で述べる。）。

ECBは、政策委員会、役員会、一般委員会から構成され、その政策は政策委員会及び役員会により決定される。

ア　政策委員会

政策委員会は、金融政策目標、政策金利、外貨の供給に関する決定を含めユーロ圏の金融政策の方針を定める。メンバーは、ECBの役員会のメンバー６名と通貨統合参加国の中央銀行総裁で構成され、案件の決定は原則として単純多数決により行われる。

イ　役員会

役員会は、政策委員会で決定した方針に従って、金融政策を執行する機関であり、政策実施のために参加各国の中央銀行に指示を与える。メンバーは、ECB総裁、副総裁及び４名の理事の計６名で構成される。

ウ　一般委員会

一般委員会は、EMIの役割を引き継ぎ、通貨統合未参加国との間の金融・為替政策を調整する。メンバーは、ECB総裁、副総裁、理事及びEU加盟15か国の中央銀行総裁で構成される。ただし、一般委員会においては理事に投票権はない。

図表３　ESCBの概念図

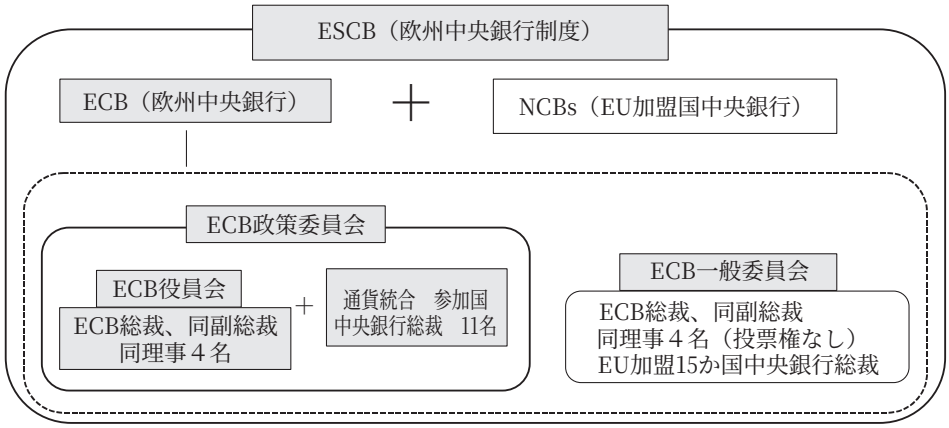

（資料）　欧州連合条約（マーストリヒト条約）
欧州中央銀行制度および欧州中央銀行の定款に関する議定書（ECB法）

⑶　EMU参加各国中央銀行との関係

ECBと各国中央銀行の関係は、通貨統合参加の各国中央銀行は、独自の金融政策を放棄し、ECBの傘下に入る形となることから、通貨統合参加国の金融政策の決定は一元的にECBが行い、参加各国の中央銀行はその金融政策の執行機関と位置付けられる。こうした関係と、前述した組織構成は、従来のドイツにおける連邦銀行と州中央銀行との関係に類似している（図表４参照）。

３　ECBの独立性

⑴　ECB総裁選出をめぐる動き

98年６月のECBの発足を前に、同年５月のEU蔵相政策委員会でECBの初代総裁に、ドイセンベルグEMI総裁を推薦することを決定した（その後の欧州議会で承認され確定した）。

しかし、この決定にあたっては、ドイセンベルグ氏を推すドイツなど各国と、フランス銀行総裁のトリシエ氏を推すフランスとが対立したため難航した。

図表４　ECBとドイツ連邦銀行との比較

	ECB	ドイツ連邦銀行
目　的	・物価の安定維持を第一の目的とする（条約105条１項、ECB法２条）	・通貨価値の安定確保を目的とする（連銀法３条）
独立性	・EU、各国政府、その他いかなる機関からも指示を求めたり受けたりしてはならない（条約107条、ECB法７条）	・連銀法により付与された権限の行使について、連邦政府の指示を受けない（連銀法12条） ・ただし、連邦政府の要請があれば、政策委員会の議決を最長２週間延期できる（連銀法13条、この条項が行使されたことはなく、見直しの予定）
政府などに対する信用供与の禁止	・共同体（EU）の機構または機関、中央政府、地域・地方その他の公的当局および公法によって運営されるその他の機関、または加盟国の公的企業に対して、ECBまたは各国中央銀行は、当座貸越その他のいかなる形態の信用供与を行ってはならない。また、ECBおよび各国中央銀行は、これらの者から直接的に債務を購入してはならない（条約104条１項、ECB法21条１項）	・政府、その他公共機関に対する信用供与は禁止される（94年７月の連銀法の改正による）
任命方法	・ECB総裁、副総裁、その他役員は、EU閣僚政策委員会の勧告に基づき、欧州議会およびECB政策委員会との協議の後、国家あるいは政府首脳レベルでの加盟国政府の共通の合意により、任命される（条約109a条２項、ECB法11条２項）	・連銀総裁、副総裁、理事は、連邦政府の推薦に基づき大統領によって任命される（連銀法７条） ・州中央銀行総裁は、連邦参議院の推薦に基づき大統領によって任命される（連銀法８条）
任　期	・８年、再任不可（条約109a条２項、ECB法11条２項）	・８年（連銀法７、８条）
政策決定機関	・ECB政策委員会（ECB総裁、副総裁、その他役員４名、通貨統合参加国中央銀行総裁11名）（条約109a条１項、ECB法10条）	・中央銀行政策委員会（連銀総裁、副総裁、その他理事６名、州中銀総裁９名）（連銀法６条）
議決方法	・一人一票、単純多数決、賛否同数の場合は総裁が決定（ECB法10条）	・一人一票、単純多数決（連銀法６条）

（資料）欧州連合条約（マーストリヒト条約）
欧州中央銀行制度および欧州中央銀行の定款に関する議定書（ECB法）葛見、石川訳［1992］ほか

こうした対立や決定の難航には、以下のような背景があったものと考えられる。

① ECB本部をフランクフルトに設置する代わりに、初代総裁をフランス人から選出する、という約束がミッテラン・フランス大統領とコール・ドイツ首相（いずれも当時）との間にあったとされていること。

② 独立性が保証されているECBの金融政策に、フランス政府が介入することをドイツなどが恐れたこと。

③ ECBの役員人事は、EU加盟国の全会一致で決定（言い換えれば、加盟各国が拒否権を保有していることになる）する旨条約に規定されていること。

こうした対立を解決するため、以下の形で政治的妥協が図られた。

① ドイセンベルグ総裁は任期が８年あるものの、高齢を理由に任期途中の2002年を目処に退任。

② 同総裁の退任を受けて、フランス人（現在のところトルシエ氏が候補）が新たな総裁に就任。

このような人事を巡る混乱は、制度上の不安定要因が存在することを示しており、これからも同様の混乱が生じる可能性がある。こうしたことは、ECBの独立性と密接に関係する問題と考えられる。以下では、人事面を含むECBの独立性について考察していく。

(2) 独立性

ECBの最大の目標が物価安定の維持にあることから、その実現にあたって、市場参加者の信認を得ることが重要であり、政治的独立性が保証されることが求められる。

そこで本稿では、現在用いられている各種の中央銀行独立性指数の作成手法の中から、中央銀行に関する法律等を検討して、それらを指数化する手法であるCukierman, Webb and Neyapti法（以下「CWN法」という）を用いて、ECBの独立性について考察してみる。

ア CWN法

中央銀行の独立性の測定法について、CWN法以前は、人事・予算・政策決定の３つの視点から独立性を測るシンプルなものであったが、CWN法では、それらに加えて、①中央銀行の政策目標が物価安定に特化していること、②政府への信用供与に関して禁止的又は制限的であること等についても評価の対象としている。これは、財政赤字時における中央銀行によるファイナンスが、しばしばインフレーションの主因であったという歴史的な経験則によるものと思われる。

イ CWN法の評価基準

CWN法の評価基準は図表５に示されているとおり、８分野・16項目に分かれ、なかでも人事面のウエイトが最も高くなっている。また、政策目標や政府への無担保貸出等も比較的高いウエイトとなっている。

ウ ECBの独立性

CWN法に基づいてECBの独立性を測定したところ、図表６のとおり、主要国の中央銀行と比較して、ドイツ連銀に次ぐ高い得点となった。これを分野・項目別に見ると、次のような特徴をもっている。

① 人事面については、ドイツよりもフランスに近く、総裁の任命においては、政府の影響を受けやすいものとなっている。

② 政策決定の主体性については、ドイツやフランスに近く、アメリカやイギリスと比較して高い独立性を保持している。

③ 政策目標や対政府貸出等については、ドイツとフランスとの折衷的なものとなっており、両国の妥協によるものと考えられる。

④ 主要国において法令上、特に禁止されていないPrimary Marketでの国債購入について、明

図表５　Cukierman, Webb and Neyapti分析法における評価基準とウエイト

独立性

１　人事（ウエイト…0.2）

	得　点
①総裁任期	
８年以上	1.00
６～８年	0.75
５年	0.50
４年	0.25
４年未満	0.00
②総裁任命者	
中銀理事会	1.00
中銀理事会・立法府・行政府からなる諮問委員会	0.75
立法府	0.50
行政府	0.25
１～２人の行政府官吏（大臣）	0.00
③総裁の解雇	
解任なし	1.00
健康等非政策的理由によってのみ解任	0.83
中銀理事会で解任可能	0.67
政策的理由で立法府により解任	0.50
無条件に立法府より解任	0.33
政策的理由で行政府により解任	0.17
無条件に行政府により解任	0.00
④総裁の兼職	
他の公職兼任禁止	1.00
行政府の承認なく公職禁止	0.50
兼職禁止法令規定なし	0.00

備考　人事面の得点計算は、（①＋②＋③＋④）/４

２　政策（ウエイト…0.15）

	得　点
⑤金融政策立案	
中央銀行のみが金融政策を立案	1.00
中央銀行と政府が金融政策を立案	0.67
中央銀行は金融政策立案に助言	0.33
政府が金融政策を立案	0.00
⑥政府との意見調整	
中央銀行が法定目標につき最終決定権を保有	1.00
法定されない目標には政府が決定権を保有	0.80
立法・行政・中央銀行の諮問委員会が決定	0.60
立法府が政策に最終決定権を保有	0.40
行政府が政策最終権限を保有し、中央銀行と協議	0.20
行政府が政策につき無条件で優越	0.00
⑦政府予算への発言権	
あり	1.00
なし	0.00

備考　政策面の得点計算は、0.25＊⑤＋0.5＊⑥＋0.25＊⑦

３　政策目標（ウエイト…0.15）

	得　点
⑧政策目標	
唯一物価安定、政府判断に優先する独立性	1.00
唯一物価安定	0.80
物価安定とこれに矛盾しない他目標（信用秩序維持）	0.60
物価安定とこれに矛盾する目標（完全雇用等）	0.40
法定目標なし	0.20
法定目標あり、物価安定含まず	0.00

４　対政府無担保貸出（ウエイト…0.15）

	得　点
⑨対政府無担保貸出	
禁止	1.00
可能、金額に厳しい制限あり	0.67
可能、ゆるい制限あり	0.33
法的制限なし、中央銀行との交渉	0.00

８　信用供与等制限（ウエイト…0.1）

	得　点
⑬金額制限	
絶対額の上限あり	1.00
中央銀行の資産・負債の何割かまで	0.67
政府収入の何割かまで	0.33
政府支出の何割かまで	0.00
⑭期間制限	
最長６か月以下	1.00
最長１年以下	0.67
最長期間が１年超	0.33
法定上限なし	0.00
⑮金利制限	
ある金利以下では貸さない	1.00
市場金利による中央銀行信用	0.75
ある金利以上では貸さない	0.50
明確な法定規制なし	0.25
政府向け信用は無利子と決定	0.00
⑯国債購入に際してのPrimary Marketへの参加	
禁止	1.00
禁止規定なし	0.00

備考　信用供与等制限の得点計算は、（⑬＋⑭＋⑮＋⑯）/４

７　信用供与先（ウエイト…0.05）

	得　点
⑫信用供与先	
中央政府のみ	1.00
中央政府・地方自治体	0.67
中央政府・地方自治体・公営企業	0.33
中央政府・地方自治体・公営企業・民間企業	0.00

６　対政府貸出条件決定者（ウエイト…0.1）

	得　点
⑪対政府貸出条件決定者	
中央銀行	1.00
法定又は法により中央銀行が決定	0.67
中央銀行と行政府の交渉により決定	0.33
行政府に決定権限、強制力あり	0.00

５　対政府有担保貸出（ウエイト…0.1）

	得　点
⑩対政府有担保貸出	
禁止	1.00
可能、金額に厳しい制限あり	0.67
可能、ゆるい制限あり	0.33
法的制限なし、中央銀行との交渉	0.00

図表６　ECBと主要国中央銀行との独立性の比較

	ECB	ドイツ連銀	フランス銀行	イングランド銀行	日本銀行	米国連邦準備制度	平均	ECBの根拠条文
総合得点	**0.66**	**0.73**	**0.24**	**0.27**	**0.37**	**0.46**	**0.46**	
1　人事	*0.65*	*0.69*	*0.44*	*0.58*	*0.65*	*0.44*	*0.57*	
①総裁任期	1.00	1.00	0.00	0.50	0.50	0.25	0.54	法11条２項
②総裁任命者	0.25	0.75	0.25	0.00	0.25	0.50	0.33	法11条２項
③総裁の解雇	0.83	1.00	1.00	0.83	0.83	0.00	0.75	法11条４項
④総裁の兼職	0.50	0.00	0.50	1.00	1.00	1.00	0.67	法11条１項
2　政策決定の主体性	*0.65*	*0.67*	*0.47*	*0.00*	*0.27*	*0.10*	*0.36*	
⑤金融政策立案	1.00	0.67	0.67	0.00	0.67	0.00	0.50	法３条、12条１項
⑥政府との意見調整	0.80	1.00	0.60	0.00	0.20	0.20	0.47	法２～４条
⑦政府予算への発言権	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	―
3　政策目標	*0.60*	*1.00*	*0.00*	*0.20*	*0.60*	*0.40*	*0.47*	
⑧政策目標	0.60	1.00	0.00	0.20	0.60	0.40	0.47	法２条
4　対政府無担保貸出	*1.00*	*0.67*	*0.00*	*0.00*	*0.33*	*1.00*	*0.50*	
⑨対政府無担保貸出	1.00	0.67	0.00	0.00	0.33	1.00	0.50	法17、18条
5　対政府有担保貸出	*0.33*	*0.67*	*0.00*	*0.00*	*0.00*	*0.33*	*0.22*	
⑩対政府有担保貸出	0.33	0.67	0.00	0.00	0.00	0.33	0.22	法17、18条
6　対政府貸出条件決定者	*0.67*	*0.67*	*0.33*	*0.00*	*0.33*	*0.33*	*0.39*	
⑪対政府貸出条件決定者	0.67	0.67	0.33	0.00	0.33	0.33	0.39	法18条２項
7　信用供与先	*1.00*	*1.00*	*1.00*	*1.00*	*0.00*	*1.00*	*0.83*	
⑫信用供与先	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00	1.00	0.83	法21条
8　貸出等制限	*0.48*	*0.56*	*0.00*	*0.69*	*0.23*	*0.31*	*0.38*	
⑬金額制限	0.67	1.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.45	法30条３項
⑭期間制限	0.00	1.00	0.00	1.00	0.67	1.00	0.61	―
⑮金利制限	0.25	0.25	0.00	0.75	0.25	0.25	0.29	―
⑯国債購入制限	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.17	法21条１項

備考１　Cukierman, Webb and Neyapti分析法による
２　ECB、ドイツ連銀の⑫及び日本銀行以外の数値は、Cukierman, Webb and Neyapti分析法で示されている数値を使用しているため、フランスについては、各種法改正前のものとなっている
３　ECB及びドイツ連銀の⑫については、対政府の信用供与が禁止されていることから1.00と置いた
４　日本銀行の⑪については、中央銀行が関与しないものの、国会の議決を経ることから0.33と置いた
５　網掛けの箇所は、平均を下回るもの
６　ECBの根拠条文の欄中、「法」とあるものはECB法を表す

文化されている。

以上のような特徴から、ECB及びESCBの制度がドイツ連銀を特に意識しているものの、フランス等にも配慮した上で設立されたものと推測される。

４　独立性におけるECBの課題

⑴　ユーロの動き

今年１月１日から導入されたユーロは、図表７にあるように、対円に対しては多少上下してはい

るものの、導入当初と大きな変化はない。一方、対ドルに対しては下落基調となっている。これは、米国経済が好調に推移しているのに対し、欧州、特にドイツ経済が昨年末から減速していること、そうした状況への対応を巡るECBとドイツ政府との意見の相違などが影響しているものと考えられる。ECBでは、ユーロランドにおける物価が安定していることから、今年１月以降のECB政策委員会では特に大きな議論もなく、政策金利を３％で据え置いているのに対し、ドイツのラフォンテーヌ元蔵相からは、金利引下げを求める発言が繰り返されていた。

⑵　問題点

このようにメンバー国の中で景気拡大が鈍化している国があると、当該政府はその対策のための財政政策や金融政策をとることが必要となるが、財政政策を行おうとしても、条約上の制約（政府の財政赤字はGDP比３％以内、債務残高は同60%以内）があることから、当該政府によるECBへの金利引下げ要求などの圧力が生じることが十分考えられる。その一方で、景気が堅調な国においては、金利の引下げが行われるとインフレ懸念が生じることから、金利引下げには反対の立場をとる国がでてくる可能性がある。ユーロランドで統一の金融政策を行うECBにとっては、こうした経済状況の異なる国々の間のデリケートな調整を図ることが求められる。仮に、調整が困難となり、適時適切な金融政策が行えず、その結果、経済状況が悪化する国がでれば、当該国の政府及び国民の信頼を失い、最悪の場合EMUからの脱退ということも考えられ、第三段階への移行に大きな支障をきたすおそれがある。万が一このようになった場合、ユーロランドの経済及び金融は大きな混乱を生じ、人々の間で通貨統合は不可能とのイメージが持たれ、EMUの崩壊やその後の通貨統合実現の可能性が大きく後退することになる。

こうした問題点は、ECBが一般の中央銀行とは異なり、経済状況、財政政策、税制等が異なる主権国家の集合体であるユーロランドの中央銀行であることによる。そうした環境の中で、域内における統一した金融政策を適時適切に行うには、明確な目標、それを実現するための有効な手段及び政府からの高い独立性が必要不可欠となる。

しかしながら、これまで見てきたように、ECBは主要国の中央銀行に比べ、比較的高い独立性を有しているものの、十分なものとはいい難く、以下の点については修正が必要と考えられる。

図表７　ユーロの対円及び対ドルレート水準の推移

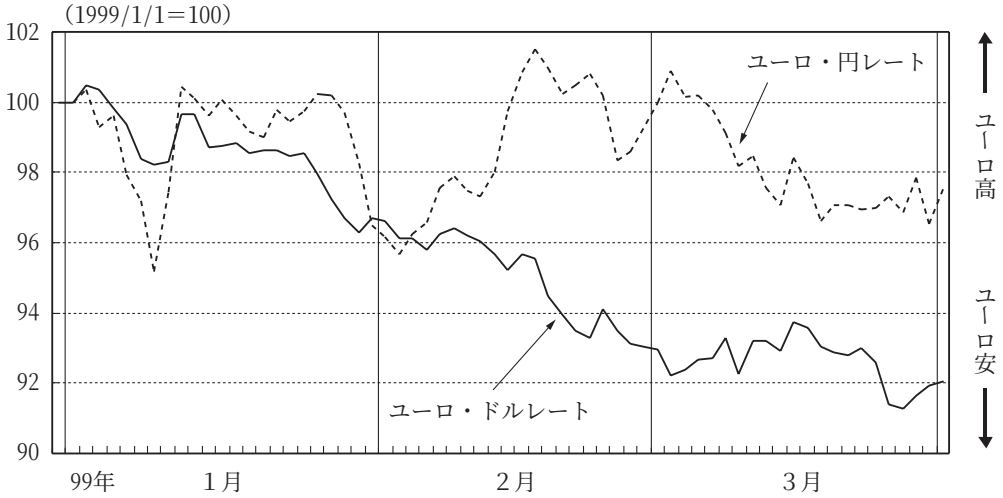

ア　総裁人事

総裁人事については、加盟各国政府の一致した合意が必要であることから、多様な考えを持つ各国政府の介入を非常に受けやすく、混乱を生じやすい制度となっており、次回の総裁決定時までに修正が必要である。

イ　対政府貸出

対政府貸出については、ECB法上は「有利な貸付」を禁止しているが、金額や金利等の具体的な内容は規定されていないことから、その解釈をめぐって政府との対立が生じる可能性がある。

ウ　各国政府及び国民の意識

法的にECBの独立性が比較的高いものであるとしても、EMU加盟各国政府や国民が、自国の意向を比較的忠実に実行する者を自国中央銀行の総裁やECBの理事として、ECBの政策委員会において自国の利益や事情を優先させようとすることが考えられる。この場合、事情の異なる各国間の対立が強まり、速やかな意志決定が困難となるおそれがある。

⑶　問題点改善のための私案

ア　総裁人事

総裁決定過程において、ECB側からみて理想的なものとしては、次の点が指摘できる。

①　政策委員会において多数決で決定する。

しかし、これではECBの金融政策に影響力を残したいと考える国の政府の合意を得ることは困難と考えられる。そこで、

②　政策委員会で多数決で選定した後、各国政府首脳の過半数の賛成により決定する。

これは、あくまでECBの意思を主体に置きながらも、政府の関与も多少認める規定であり、実現可能性は高いであろう。

イ　対政府貸出

対政府貸出の条件や制限については、政府の関与をできるだけ小さなものとするため、具体的内容を法的に規定するか、ECBと各国政府との協議の場を設けながらも、最終的な決定権はECBに持たせる旨の規定を法的に規定する必要があると考えられる。

ウ　各国政府及び国民の意識

いくら制度が整ったとしても、各国政府及び国民の意識の中でECBが「欧州人の欧州人による欧州人のため」の金融政策実施機関であるという意識が弱く、あくまで自国のみの利益や発展のために利用するものという意識が強ければ、利害調整に多くの時間、知識及び労力がさかれることとなり、欧州全体で見た場合、通貨統合によるメリットが小さなものとなる。

こうしたこと等を各国政府及び国民が十分認識し、欧州人としての自覚を持ち、欧州の発展が自国の発展にもつながるとの考えの上に立ち、欧州全体の発展のために今、何が必要なのかということを考えていく必要があろう。

⑷　ECBのこれから

ア　通貨統合不参加国の動向

①　イギリス

イギリスは、通貨統合に反対する根強い国民世論を背景に、通貨統合への参加を見送り、しばらく様子を見る立場をとった。しかし、当初参加国が予想よりも多かったことから、産業界等から通貨統合への不参加による悪影響を危惧する気運が高まってきたため、ブレア首相は今年２月23日に、ユーロ導入の日程案を発表した。これによると、政府がユーロ導入を決定した後、早ければ４か月後に国民投票を実施し、その24～30か月後にユーロ紙幣・硬貨の導入が可能としている。

こうした方針の変更は、最近の景気拡大テンポの鈍化の他に、通貨統合不参加による経済効率の相対的低下、競争力の低下等産業界におけるデメ

リットへの危機感の増加等によるものと思われる。

こうした状況から、今後イギリス経済が非常に好調なものになるか、ECBやESCBが混乱して通貨統合の推進が困難にならない限り、通貨統合への参加はやむなし、という結論に至るものと考える。

② デンマーク

デンマークもイギリスと同様またはそれ以上に、通貨統合に反対する根強い国民世論がある。当初条約の批准の是非に関する国民投票では反対が過半数を超えて否決されたため、「デンマーク・ショック」と呼ばれた。

この背景としては、小国であるデンマークが大国の意志により自国の経済・金融情勢が影響を受け、生活や福祉等の水準が低下することを危惧したためと言われている。また、通貨統合に参加したとしても、経済規模が小さいことから、メリットは大きなものとはならいと思われる。

こうしたことから、デンマークが通貨統合に参加することは当面ないであろう。ただ、今回は不参加だった国の参加やEMUの中・東欧諸国への拡大が実現した場合には、参加する可能性が高くなるであろう。

③ スウェーデン

スウェーデンも通貨統合に反対する根強い国民世論があったため、あえて通貨統合への参加のための基準を達成させなかったが、デンマークと同様、参加国の動向によっては参加の可能性があると考えられる。

④ ギリシア

ギリシアは他の３か国と異なり、通貨統合に参加を希望していたものの、参加基準を達成することができなかったため、参加できなかった。現在、2001年の参加を目指し、財政赤字の削減やインフレ率の引き下げに取り組んでいる。

このため、基準を達成次第、速やかに参加することになると考える。

イ おわりに

これまでみてきたように、今後「ユーロ」がユーロランドの域内通貨として、また、国際通貨として信任を受け、安定した通貨となるためには、目標遂行のための高い独立性に基づくECB及びESCBの適時適切な運営が必要不可欠である。

既に、EMUの第三段階に入り、後戻りできないとの認識をユーロランドの各国政府が持ち、各国の事情よりも域内全体の発展を優先させ、改善すべき点は速やかに改善することが求められている。

欧州の復活に大きな可能性をもつEMUを成功させるか、自国の事情を優先させて日米に遅れをとる状況を継続するかは、結局のところ、欧州各国の政府や国民が何を求め、そのために何をすべきかという意志にかかっている。

参考文献

相沢幸悦編著、『EC通貨統合の展望』、同文館出版、1992年11月

荒井耕一郎「ユーロの国際通貨としての将来性―ドル一極集中体制へのカウンターパートナーの可能性は―」、『月刊金融ジャーナル』98年12月号、金融ジャーナル社、1998年12月

金丸輝男編著、「EUとは何か―欧州同盟の解説と条約」、日本貿易振興会、1994年11月

金融ジャーナル編集部「通貨統合への対応」、『月刊金融ジャーナル』98年12月号、金融ジャーナル社、1998年12月

ジャック・マジエ『「単一通貨」という思想を超えて』、『経済セミナー』97年７月号、日本評論社、1997

年７月
田中友義・河野誠之・長友貴樹著、『ゼミナール欧州統合』、有斐閣ビジネス、1994年９月
日本銀行国際局、「欧州経済通貨統合（EMU）を巡る最近の動き」、『日本銀行月報』平成９年３月号、日本銀行、1997年３月
日本銀行国際局、「経済・通貨統合に向けたEU各国の動き」、『日本銀行月報』平成６年10月号、日本銀行、1994年10月
藤井良広著、『EUの知識』、日本経済新聞社、1996年８月
藤木裕、「中央銀行独立性指数について」、『金融研究』第15巻第１号、日本銀行金融研究所、1996年３月
星野郁著、『ユーロで変革進むEU経済と市場』、東洋経済新報社、1998年７月
マイケル・ハーシュほか、「欧州通貨統合ユーロランドの誕生」、TBS・ブリタニカ、『ニューズウィーク日本版』98年12月16日号
三木谷良一・石垣健一編著、『中央銀行の独立性』、東洋経済新報社、1998年７月
郵政省郵政研究所『EU通貨統合の進展とそれがもたらす影響に関する調査研究報告書』、郵政省郵政研究所、1998年３月